

## ■ I ■ いじめ問題に関する基本的な考え方

### 1 目的

子どもはかけがえのない存在であり、一人一人が「いのち輝く人間」として生きていくことが本校の願いである。

学校においては、子どもたちに自他の「生命の尊さ」と人間としての「生き方」をしっかりと教え、育てていく「いのちの教育」を大切にを進めていく必要がある。

いじめ問題は、全ての児童に関係する問題である。いじめ防止等の対策は、本校の全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないようにしなければならない。

したがって、本校の全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することのないよう、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって継続していじめ防止の対策を講じていくことを目的とする。

### 2 いじめの定義

#### 【いじめの定義】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 （いじめ防止対策推進法 第2条）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあるが、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。山形県いじめ防止基本方針には、「けんかやふざけ合いであっても、児童の被害性に着目し該当するか否かを判断する。」「好意で行ったことが、相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当する。」とある。

また、学校教育は集団の中で営まれ、児童も、集団の中で成長していくものである。関わりの中ではいろいろな感情が生まれ、感情をぶつけ合うこともある。私たちは、それらの関わりも、人間関係の問題を解決し、乗り越えさせていくための大事な「いのちの教育」と捉えている。関わりから出てくる様々な事案について、いじめか否かは事の経緯を踏まえて適切に判断していく。

### 【おもないじめの態様】

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

## 3 いじめの基本認識

### 【いじめの禁止】

児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法 第4条）

「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という基本認識に立ち、いじめ問題に取り組んでいく。また、東日本大震災により被災した児童、海外から帰国した児童、発達障がいのある児童、LGBT（性的マイノリティ）、新型コロナウイルスなど、教育的諸課題等から配慮が必要な情報等の正しい理解と対応を周知し、適切な支援体制を構築する。

取り組みにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々、「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合は、「早期対応」に的確に取り組む必要がある。いじめの特質について、教職員が押さえておかなければならない基本認識は以下のとおりである。

### 【基本認識】

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人に気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方をしてはならない。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

## 4 関係者の責務や役割

(いじめ防止対策推進法 第8条・第9条)

(寒河江市いじめ防止基本方針)

### (1) 学校及び教職員の責務

- ① 児童の保護者、地域住民、その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組む。
- ② いじめを受けた児童を徹底して守るとともに、早期解消のため組織的に適切かつ迅速に対処する。
- ③ いじめ問題に対する教職員の研修を充実させ、未然防止に向けた体制を整える。

### (2) 保護者の責務

- ① 子の教育について第一義的責任を有し、子に規範意識を養うよう努める。
- ② 子がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。
- ③ 子がいじめの加害者になったときは、いじめ行為を行わないよう指導する。
- ④ 学校等が講じるいじめ防止等のための措置に協力するよう努める。

### (3) 地域民の責務

- ① 地域ぐるみで児童を見守り、健やかに成長できる環境づくりに努める。
- ② いじめを発見した場合等には、学校、関係機関等に速やかに通報するよう努める。

## 5 いじめ問題に対応する組織と関係機関との連携

### (1) 教育相談委員会(いじめ防止対策委員会)

学校におけるいじめの防止、早期発見及び対処等に関する措置を実効的に行うために「教育相談委員会(いじめ防止対策委員会)」を常設する。「教育相談委員会」は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、担任、その他の職員で組織し、状況に応じて、スクールカウンセラー等の指導・助言を仰ぐ。

「教育相談委員会」では次のような取り組みを行う。

- ① 教育相談について、理解と指導力向上のための研修の機会を設ける。
- ② 定期的に児童・保護者アンケートを実施し、児童の心身の状態の把握に努める。
- ③ 児童と担任が語る会(カウンセリング週間)を年3回(6月・10月・2月)設け、児童理解を十分図るとともに、いじめをはじめとする問題行動などの未然防止に努める。
- ④ 職員会議後の「子どもを語る会」等で、学級や児童個々の様子等について情報交換して共通理解を図り、今後の指導のあり方について話し合う。(語る会は定例の他に、担任などの求めに応じて随時行う。)
- ⑤ いじめ等問題行動が発生した時、学級担任が一人で問題を抱え込まないよう、迅速に教育相談委員会を開き、組織的対応を協議する。

## (2) いじめ問題対策協議会

「教育相談委員会」において、そのいじめが重大であると判断した場合、校長は、「いじめ問題対策協議会」を開き対応策を協議する。「いじめ問題対策協議会」は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭等の教職員、スクールカウンセラー、PTA代表者、学校運営協議会委員（主任児童委員を含む）等で組織する。また、市教育委員会と相談のうえ、必要に応じて心理・福祉の専門家や警察、医師等の協力を要請する。

## (3) 関係機関との連携

いじめ防止に関する活動及び解決が困難な場合または重大事態発生時には、市教育委員会の指導・助言を仰ぎ、関係機関との連携を図りながら解決する。

### ① 警察、児童相談所、医療機関、法務局等との連携

いじめが犯罪行為と認識される場合や生命、身体または財産に重大に被害が生じる恐れがあるとき。

### ② 寒河江市及び教育委員会との連携

いじめ事案については定期の調査報告及び必要に応じて市教委に報告し、指導助言を受ける。重大事態が発生した場合は、調査組織等の指示を受け、協力して解決に向けて取り組む。

＜寒河江市の主な調査組織＞ ・寒河江市いじめ問題対策連絡協議会  
・寒河江市いじめ問題対策専門委員会  
・寒河江市いじめ重大事態発生時再調査委員会

## ■ II ■ いじめ問題に対応する基本的施策

### 1 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学校・学級づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうる」という認識にたち、児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組んでいく。

また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感や自己肯定感、自尊感情を育むようにする。

その上で、「いじめの未然防止」に向けた以下の取り組みを不断に行う。

#### (1) 寒河江市の施策「さがえっこ育み10か条」の推進

本市では、学校と家庭・地域が連携し、市全体で子どもたちを育む指針として「さがえっこの育み10か条」を定めている。市の重点を本校及びPTAで連携して推進し、具体的な行動指針を作り進める。

## (2) 学校・家庭・地域における「いのちの教育」の推進

教育活動全体を通じて、生命の尊さや生き方を大切にする「いのちの教育」を推進する。第7次山形県教育振興計画を受け、本校の課題を解決するために重点化し、様々な「いのちの教育」の事業を学校、家庭、地域で展開していく。また、家庭・地域との連携を深め、人間関係や生活体験を豊かなものにする教育活動（児童会活動、ボランティア活動、自然体験等）を通して、豊かな心を涵養し情操を培う。

## (3) 児童理解に基づくきめ細かな教育の推進

個々の児童理解に基づいた適切な指導・支援を、教育活動全体を通じて組織的に行うことで、児童一人一人が安全に安心して過ごせる学校づくりを行う。児童理解のために、次のことについて努力・工夫する。

- ① 日常的な会話や観察を充実させるとともに、学校全体で、定期的なアンケート調査や個人面談、生活記録や日記等の取組を行い、子ども理解に努める。
- ② 気になる児童の情報等については担任等が一人で抱え込むことなく、校長のリーダーシップのもと複数の目で組織として対応できる体制を整える。
- ③ 学級集団等の状況を常に把握・点検しながら、いじめを生む土壌に発展しないか分析する。
- ④ 管理職をはじめ、教職員の「危機管理（リスクマネジメント）能力」を高める研修を通して危機管理対応能力を高めると共に、担任力、特に生徒指導力の向上を目指す。
- ⑤ 家庭や地域にいじめに関する情報を発信するとともに、気になる児童の様子について情報や相談を得る窓口を周知し、学校外における児童生徒の状況把握等に努める。
- ⑥ 学校、PTA、地域、関係機関等が連携し、インターネットなどのメディアに関する研修会を実施し、児童にも周知することで、ネット上のいじめを抑止する。

## (4) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

道徳教育推進教師を中心に全職員が学校の教育活動を通して道徳教育を行う。特に、自他の生命の尊重、自己の生き方、法やきまりの遵守等に重点として取り組み、全校朝会での教職員の講話や特別活動、学級の朝の会・帰りの会などを活用しながら道徳的実践力を高める。

## (5) 児童会の主体的な活動の促進

いじめは大人の見えにくい子どもの世界で起きていることを踏まえ、児童と教職員が一体となって「いじめをしない、させない、許さない」学校を作っていく。そのために、いじめについて児童に理解させるとともに、児童会スローガンを作り、自ら生活の問題に気付き、協力して解決しようとする態度を育てる。また、自主的な企画・運営・実践により集団への所属感を高め、望ましい態度を育てる。

## (6) 感染症等に関する人権への配慮と対応

感染症等の感染者や濃厚接触者、感染症の対応や治療にあたる医療従事者等に関係する児童に対して、偏見やいじめが起こらないよう、学校全体で注意深く見守り、いじめの未然防止に取り組む。さらに、不安やストレスを抱えている児童がいる場合には、スクールカウンセラー等を活用し、必要に応じて関係機関と連携を図りながら対応する。また、心ない言動やSNSへの書き込みなど差別や偏見、いじめを決して行わないよう、感染症に係る適切な知識を基に発達段階に応じた指導を徹底する。

## (7) P T A組織を生かした特色ある取組の推進

保護者や地域との連携を密にし、いじめに関する情報の収集に努め、保護者や地域と情報を共有しながらいじめ防止に努める。また、P T A組織を生かして、家庭教育についての保護者の意識啓発を図り、研修機会等の充実に努める。

## 2 早期発見の取組

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。いじめは教職員や大人が気づきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、早い段階から的確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守るようにする。

### (1) 児童理解の努力と組織的な対応

- ① 休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、教職員と児童でやり取りする連絡帳等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談等の機会を活用したりして情報を収集する。併せて、児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係づくりに努める。
- ② 定期的ないじめの実態を把握するアンケートなどにより、児童の声に出せない声を積極的に拾い上げる機会を設定する。そして、気になるサインをキャッチした場合は、いじめに関する学級内の実態や推移を把握した上で、個別面談等により事実関係をさらに詳しく聴き取り、継続的に注視していく。

### (2) 学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり

- ① 児童及びその保護者に、学校の相談窓口（主に担任）や他機関の相談窓口（県教育センター）等を周知し、いつでも誰でも相談できる体制があることを知らせ、一人で悩まず声に出していくことが大切であることを理解させる。

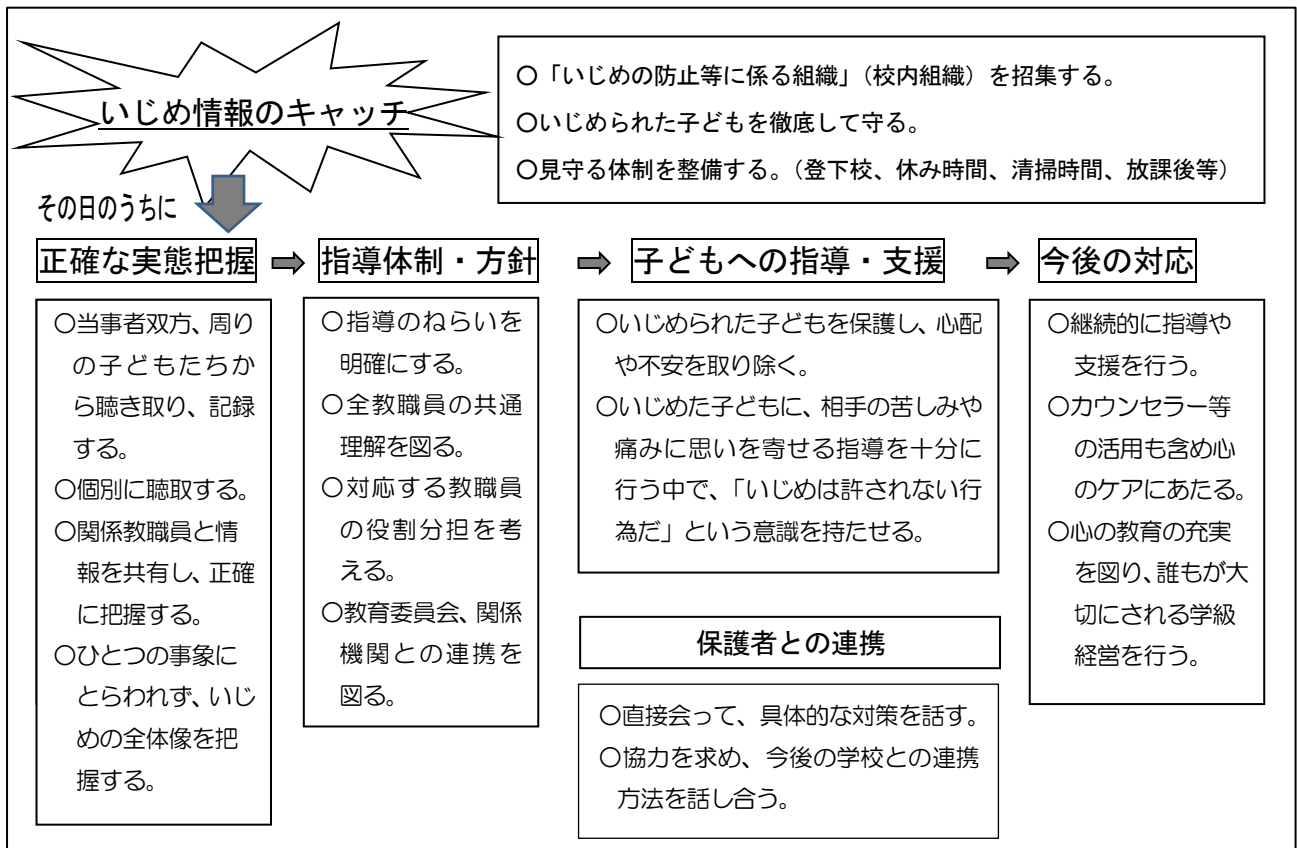
- ② 日常的に子どもについて語る雰囲気づくりを大切にするとともに、「気になる子ども」については、担任一人で抱え込むことなく、校内に設置している組織の中で、他の教職員と情報を共有し、多くの目で当該の子どもを観察する。さらに、学校からいじめ等に係る情報を家庭や地域に対して適切に提供するとともに、気になる児童の様子について情報や相談を得る窓口を周知し、学校外における児童の状況把握等に努める。
- ③ 早期発見の観点から、教育委員会、PTA、関係機関等が連携し、学校や児童にかかわるネット上の情報に関心を持ち、トラブルの早期発見に努める。

### 3 いじめ発生時の適切な対応

#### (1) いじめが疑われる事案が発生した場合の基本的な流れ

- ① 教職員が、いじめが疑われる事案を発見した場合、もしくは児童や保護者からの訴え又はいじめに関わる外部からの情報提供があった場合は、児童の安全を確保したうえで、直ちに管理職等に報告し、学校としての組織的な対応を行う。
- ② 校内組織を適切に活用して情報を共有するとともに、プライバシーに配慮しながら関係児童からの聞き取り等による正確な事実確認を行う。
- ③ 校長は、事実確認の結果を市教育委員会に報告する。また、事実確認の途中であっても重大事態となる疑いがある場合には、直ちに市教育委員会への報告を行う。

#### (2) いじめと認知した場合の対応



いじめを認知した場合、又はいじめと疑われる事案を認知した場合、躊躇なく校内におけるいじめ防止等に係る組織に報告し、校長のリーダーシップのもと、次の内容を検討・決定し、組織的に事案の対応に当たる。

- |                              |                          |
|------------------------------|--------------------------|
| ・指導方針・体制                     | ・関係する児童に対する具体的な指導や支援等の方法 |
| ・保護者との連携（必要に応じて外部機関との連携）の在り方 | ・今後の対応                   |

校長は事実確認の結果について、責任を持って市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

### ① 被害児童及びその保護者への対応

児童を徹底して守り通す・秘密を守ることを伝え、不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行う等、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

#### 児童に対して

- ア 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- イ 最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝え、安心させる。
- ウ 必ず解決できることを伝える。
- エ 自信をもたせる言葉をかける等、自尊感情を高めるよう配慮する。

#### 保護者に対して

- ア 発見したその日に、来校してもらうか家庭訪問を行い面談し、事実確認を行う。(教職員は複数で対応)
- イ 学校の指導方針を伝え、今後の対応について話し合う。
- ウ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- エ 継続して家庭と連携をとりながら、解決するまで取り組むことを伝える。
- オ 家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

### ② 加害児童及び保護者への対応

#### 児童に対して

- ア いじめた気持ちや状況について十分に聞きだし、児童の背景にも目を向け指導する。
- イ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

#### 保護者に対して

- ア 正確な事実関係を説明し理解してもらう。また、いじめられた児童の保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。

イ 学校側の基本的な考えを示し、「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

ウ 児童の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

※いじめを受けた児童の保護者といじめをした児童の保護者を会わせることなどは勝手に行わず、管理職の指示に従うこと。

### ③ 集団へのはたらきかけ

いじめを見たり同調したりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

#### **周りの児童に対して**

ア 当事者だけの問題と捉えず、学級、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者となるよう促す。

イ 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級、学校全体に示す。

ウ はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりすることもいじめを肯定していることを理解させる。

エ いじめを訴えることは正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

オ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

### ④ 継続した指導体制の確立

いじめの解決は、当事者をはじめとする児童の集団が好ましい人間関係を取り戻すことである。単に当事者間の謝罪等だけで済ませるのではなく、校内組織でいじめの解決に向けた指導方針や指導体制を確認し、全ての児童が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係が構築できるような集団づくりに努める。

ア いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要に応じて指導を継続的に行う。

#### **※いじめの解消**

- ・いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3カ月以上）
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

イ 教育相談、日記、手紙、連絡帳などで積極的にかかわり、その後の状況について把握に努める。

ウ 被害児童のよさを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。

エ 被害・加害児童双方の心のケアにあたる。(カウンセラーや関係機関の活用)

## ■Ⅲ■ ネットいじめへの対応

「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコン、ゲーム機や音楽再生機等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の児童の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うものである。

### 【ネット上のいじめの種類】

- ア 掲示板・ブログ・プロフでの [ネット上のいじめ]
  - ・ 掲示板・ブログ・プロフへの誹謗・中傷の書き込み
  - ・ 掲示板・ブログ・プロフへ個人情報を無断で掲載
  - ・ 特定の子どもになりすましてネット上で活動する
- イ メールでの「ネット上のいじめ」
  - ・ メールで特定の子どもに対して誹謗・中傷を行う
  - ・ チェーンメールで悪口や誹謗・中傷の内容を送信する
  - ・ なりすましメールで誹謗・中傷を行う
- ウ SNSを利用したネット上のいじめ 等

## 1 ネット上のいじめの未然防止と早期発見の取組

### (1) 学校での情報モラル教育の徹底

インターネット上のいじめやトラブルに巻き込まれることを防止する観点から、ICT教育の推進と合わせて情報モラル教育を行っていく。特に、ウェブサイト上における特定の児童への誹謗中傷、画像や動画の掲載などがいじめにつながり、容易に被害者にも加害者にもなることを各学年の発達段階に応じて適切に指導する。

一人一台タブレットPC端末の日常的な活用を進めつつ、日々の活用の中で有害情報への対応や相手への影響を意識した情報モラルを育成するための手立てを講じる。「タブレットPC端末活用のルール」を示し、適切な使用について児童と保護者と確認していく。

### (2) 家庭・地域、PTAとの連携

「ネット上のいじめ」については学校だけの取組では対応できないため、学校と家庭・地域が連携・協力して未然防止に取り組む必要がある。

各家庭においては、児童のインターネット等の利用状況を把握し、発達段階に応じた適切なルールづくりやフィルタリング等による制限を行うことで、児童が「ネット上のいじめ」において被害者にも加害者にもならないよう努める。

また、PTAや地域においては、メディアに関する研修会を行ったり、学年懇談会や地域の研修会等で話題にしたり、広報紙で啓発したりする等、「ネット上のいじめ」の未然防止と、早期発見・早期対応へ向けた取組を行う。

## 2 ネット上のいじめを確認した場合の対応

SNS等による誹謗中傷やインターネット上の不適切な書き込み等があった場合には、被害の拡大を避けるための指導を速やかに行う。特に、名誉棄損やプライバシー侵害等については、管理者やプロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

なお、インターネット上に一度流出した個人情報、回収することが困難となるため、学校や家庭等だけの対応では解決できない場合は、法務局や警察に相談するなど、適切な対策がとれるよう連携して対処する。

## ■IV■ 重大事態への対応

### 1 重大事態の意味

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が「相当の期間（年間30日を目安）」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- （いじめ防止対策推進法 第28条）

上記の他に、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時には、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と安易に判断することなく、重大事態が発生したものとして市教育委員会に報告・相談する。

### 2 基本的な姿勢

- ① いじめがあったのではないかとこの姿勢で事実に向き合う。
- ② 児童・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。
- ③ 調査は迅速かつ計画的に行う。
- ④ 児童と保護者に十分説明し、了解を得ながら対応する。
- ⑤ 児童のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

### 3 重大事態発生時の基本的な流れ

- (1) 校長は重大事態が発生した際は、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会は寒河江市長に報告する。事案の対応にあたっては、迅速に教育相談委員会を立ち上げ、市教育委員会と連携しながら組織的に対応する。
- (2) 重大事態が生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合、校長は直ちに所轄警察署に通報する。

- (3) 事態の対処と事実関係を明確にするために調査を実施する。その調査を行う主体や調査組織については市教育委員会が決定する。
- (4) 調査は、市教育委員会又は学校が主体となって行う。但し、事案の特性や被害を受けた児童や保護者の訴え等を踏まえ、学校主体の調査では対処及び同種の事態の発生の防止に十分な効果が得られない、若しくは学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると判断される場合には、市教育委員会が主体となって調査を行う。学校が主体となって調査する場合でも、市教育委員会の指導のもと実施する。
- (5) 調査組織の設置にあたっては、被害を受けた保護者等の十分な理解を得るとともに、調査の方法等の必要な情報についても適切に情報提供を行う。
- (6) 調査の実施にあたっては、児童のプライバシーに十分配慮するとともに、対象となる児童及び保護者にあらかじめ十分に説明し、了承を得る。特に、質問紙調査の実施により得られた結果については、被害を受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを説明する。
- (7) 市教育委員会の指導を仰ぎながら、被害を受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を報告する。これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- (8) 調査結果については、市教育委員会が寒河江市長に報告する。市長および市教委は、今後の重大事態発生防止のために必要な措置を講ずる。

## ■ V ■ 学校における点検・評価・見直し

### 1 学校評価を通して

学校評価の目的を踏まえ、いじめ防止に対する具体的な取り組みや達成状況をP D C Aサイクルで検証し評価する。

### 2 教員評価を通して

いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応をしているかなどを評価していく。

### 3 いじめ防止基本方針の公表と見直し

国や県、寒河江市のいじめ防止基本方針（以下方針）を受け、醍醐小学校の方針は校長が立案する。年度初めのP T A総会等で保護者に示し、いじめ防止の協力をお願いする。

国や県、寒河江市の方針が変更されたときは、本校の方針について変更の必要があると認められた場合は、見直しを行う。

## 令和7年度いじめ・問題行動等対策年間計画

		校内対策（全体）	PTA、校外、その他
一 学 期	4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談委員会</li> <li>・子どもを語る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観</li> <li>・PTA総会</li> <li>・学級懇談会</li> </ul>
	5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを語る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会①</li> </ul>
	6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケートの実施、実態把握及び指導</li> <li>・カウンセリング週間</li> <li>・子どもを語る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生児童委員と語る会</li> <li>・希望面談</li> </ul>
	7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを語る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観（水泳）</li> <li>・PTA親子研修会</li> </ul>
二 学 期	8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談委員会</li> <li>・子どもを語る会</li> </ul>	
	9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを語る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会②</li> <li>・個人面談</li> </ul>
	10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケートの実施、実態把握及び指導</li> <li>・カウンセリング週間</li> <li>・子どもを語る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由参観（持久走記録会）</li> </ul>
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育活動アンケートの実施</li> <li>・子どもを語る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業参観（発表）</li> </ul>
	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを語る会</li> </ul>	
三 学 期	1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談委員会</li> <li>・子どもを語る会</li> </ul>	
	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カウンセリング週間</li> <li>・子どもを語る会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会③</li> <li>・授業参観</li> <li>・PTA全体会</li> <li>・学級懇談会</li> </ul>
	3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ総括評価</li> </ul>	

※いじめアンケートは、PDF化したデータを卒業後5年間保存する。